

## 4月1日(金)のTBSのニュース23のインタビューについて

2011年4月4日(月)入倉孝次郎

去る4月1日午後11時ごろに放映されたTBSのニュース23では、私とその日の12時ごろに1時間ほどインタビューを受けたものが編集されています。インタビューにおける私の発言そのものは間違えたことは言っていないつもりですが、編集された番組の中で、紹介された私の肩書や私の発言としてアナウンサーがまとめた部分について、正確ではなかったり、明らかな間違いがありますので、私の発言の真意を記すとともに、間違えた部分について訂正しておきます。

同番組で、私の肩書が「原子力安全委・耐震設計特別委員長」として紹介されていますが、原子力安全委員会にはこのような委員会や職名は存在しません。原子力安全委員会の専門委員会の1つとして「耐震安全性評価特別委員会」という委員会があり、私が委員長を務めています。しかし、この日のインタビューは、委員長としてではなく、一研究者としての発言であることをことわっているのに、番組では、そのことは示されていません。もう1つ重大な間違いは、「入倉委員長が2006年にまとめた原発の新耐震基準です。」とアナウンサーが述べていましたが、改訂のための審議は原子力安全基準・指針専門部会の下にあった耐震指針検討分科会(平成20年5月に廃止)でなされたもので、私はその時、分科会の1委員として改訂の審議に参加しましたが、委員長として私がとりまとめたというのは全くの間違いです。

番組の内容に関わる部分においても、アナウンサーがまとめた以下の2点については、私の発言の趣旨とは明らかに異なっています。

1つはアナウンサーが「ただ入倉委員長は津波を巡る国の指針も不十分だったと悔やむ」と述べた点です。私は現時点で「津波をめぐる国の指針は不十分」と考えてはいません。指針の改訂を受けて、バックチェックが行われ、これまで活断層の調査などに基づいて基準地震動の見直しがなされ「中間報告」として公表されています。見直しの結果は大変有効で、今回の地震の震源近くに位置していた女川、福島第一、福島第二、東海第二原子力発電所において、原子炉は安全に停止しております。津波については、次の段階で行うことになっており、大変残念なことに、これからの状態でした。原子力安全・保安院にある委員会では、東北地方に関しては今回の地震に関係するとして、現在マスコミ等で取り上げられている869年の貞観地震に関して意見があった、ということを知っております。指針に基づく津波の評価がどうあるべきかの議論が十分行われる前に、今回のような大津波を伴う巨大地震が起こってしまい、福島第一原発で大事故のきっかけを作ってしまった。福島第一原発では、津波に対する備えが不十分だけでなく「多重防護」が十分でなかったため大事故を引き起こしてしまったこと、大変悔やんでおります。

もう1つはアナウンサーが「入倉委員長が2006年にまとめた原発の新耐震基準です。トータル14ページあるなかで津波についてふれられているのは、最後のここ赤線部分、2行

だけなんです。ここに十分な議論ができていなかったと入倉教授は後悔をしています」と発言しているところです。ここでの前半にある「入倉委員長が2006年にまとめた新耐震基準」というのは先に述べたように全くの間違いで、私が委員長をしている「耐震安全性評価特別委員会」は2007年の12月に発足したもので、時間的にもつじつまが合いません。私は取材記者に「私は指針についての検討分科会の委員長ではなかった」ことを何度か伝えたのですが、このような間違った放映がなされたのは、TBSの担当者の何らかの思い込みによるミスではないかと思います。「津波は2行しか書かれていない」というのも、指針の文面だけをみればその通りですが、指針の前半にある「基本方針」に書かれている「残余のリスク」や「基準地震動の策定について」で書かれている「検討用地震の選定」に関する記述は、当然、津波の評価にも当てはまるものです。指針の運用・解釈を明確にするために2010年12月に「発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き」が策定され、その中に津波に関する評価についても記述されています。しかしながら、手引きに記された内容に沿ったバックチェックはまだ行われておらず、議論が十分ではなかった、というような内容を取材記者に話したため、記者の誤解を招いた可能性はあると思います。

2006年9月に改訂された「耐震設計審査指針」は5年にもわたる長期の審議がなされ、津波に関する記述を含め喧々諤々の議論の末、最終案が取りまとめられました。津波については「地震随件事象」として最後の章に記されているので、繰返しを避けるために短くなっていますが、基準地震動の評価と同様に、検討用地震を選定して、震源となる断層に関して不確かさ（ばらつき）などを考慮して、評価されるべきものです。また、先に述べたように、「残余のリスク（想定以上の外力に対しても施設の重大な損傷、施設からの放射線物質の放散、結果として周辺公衆が放射線被ばくするリスク）を合理的に実行可能な限り小さくするための努力がはらわれるべき」というのは、地震によって引き起こされる津波などの随件事象に対しても当然適用されるべきものと考えます。